千里山宿舎（集合住宅１棟）		大阪府吹田市
高槻宿舎（集合住宅１棟）		大阪府高槻市

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、不要資産の国庫返納として東久留米宿舎、小金井宿舎ほかを国庫納付することとされており、減損会計基準「第３減損の兆候」第２項⑸に基づき、減損の兆候を認めております。

イ　使用しなくなる日

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、国庫返納は平成24年度以降実施とされており、具体的な廃止の日は未定です。

ウ　将来の使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

使用しなくなる日の具体的な帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損見込額の算出が不可能なため、表示しておりません。なお、当事業年度末における貸借対照表計上額は以下のとおりです。

種　　類	貸借対照表計上額
土地	887百万円
建物	862百万円
構築物	0百万円

（不要財産に係る国庫納付について）

（単位：百万円）

⑴	不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類	現金及び預金（長寿・子育て・障害者基金）	有価証券（長寿・子育て・障害者基金）	現金及び預金（長寿・子育て・障害者基金勘定利益剰余金）	土地及び建物（戸塚宿舎）
	帳簿価額	33,664	245,045	2,480	285
⑵	不要財産となった理由	独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成22年法律第37号）の施行に伴い、改正前の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）第23条に規定された基金が不要となり、当該基金から生じた利益剰余金についても不要となったため。			独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）において、「戸塚宿舎を速やかに売却する」と定められたことにより、宿舎としての用途を廃止したため。
⑶	国庫納付等の方法	現物納付（独立行政法人通則法第46条の２第１項）	譲渡収入納付（独立行政法人通則法第46条の２第２項及び附則第３条）	現物納付（独立行政法人通則法第46条の２第１項）	譲渡収入納付（独立行政法人通則法第46条の２第２項及び附則第３条）
⑷	譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	―	256,178（※）	―	217
⑸	国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	―	―	―	2
⑹	国庫納付等の額	33,664	255,985（※）	2,480	214
⑺	国庫納付等が行われた年月日	平成23年３月24日	平成23年３月24日	平成23年３月24日	平成23年３月30日
⑻	減資額	33,664	245,045	―	285

※　有価証券（長寿・子育て・障害者基金）における⑷と⑹との差額193百万円は、現金及び預金（長寿・子育て・障害者基金勘定利益剰余金）2,480百万円に含まれていることから、独立行政法人通則法第46条の２第３項ただし書の認可を受けているものです。

（国庫納付及び資本金の減少について）

承継債権管理回収勘定は、独立行政法人福祉医療機構法附則第５条の２第６項～第８項並びに同法施行令附則第５条の２第２項～第６項において、平成23年７月10日までに国庫納付を行い、資本金及び利益剰余金を減少させることが定められております。

なお、平成22年度においては、426,132百万円を国庫納付し、資本金を348,123百万円、利益剰余金を78,008百万円減少させております。

（年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定について）

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、次のとおり記載されております。

講ずべき措置		実施時期	具体的内容
不要資産の国庫返納	政府出資金等	23年度以降実施	業務廃止後、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定の不要資産（約58億円）を国庫納付する。